

【イタリア】通信等の傍受（盗聴等）見直しに係る原則策定

海外立法情報課 芦田 淳

* 2017 年 6 月、通信等の秘密保護の強化を図る一方、マルウェアを用いた傍受に係る原則等を定める法律が制定された。中でも、後者の点は、他国に類例も少なく注目される。

1 改正までの経緯

2017 年 6 月 14 日、通信等の傍受（いわゆる盗聴等）に関連する規定を見直す法律（2017 年法律第 103 号「刑法典、刑事訴訟法典及び刑務所制度の改正」）（注 1）（以下「103 号法」）が制定された。この法律は、傍受に関する規定（注 2）の改正等について、原則及び指針を示し、具体的な実施を政府に委任するものである。この委任により、103 号法の施行日から原則として 3 か月以内に、司法大臣の提案に基づき、上下両院で関係する委員会の意見を聴取した上で、実施のための立法命令（注 3）が制定されることとなっている。

なお、イタリアにおいて、当局による通信等の傍受は、主として極右・極左によるテロ犯罪が激化した 1970 年代以降、規定が拡充されるなどしており、2015 年における実施対象数は約 13 万件（注 4）となっている。同時に、傍受の結果は、訴訟手続における証拠や犯罪予防のための情報として広く利用されている。また、マルウェアを用いた傍受が従来行われてきたことも、他国と比較した場合にイタリアの大きな特色である（注 5）。具体的なマルウェアとしては、いわゆる「トロイの木馬」型の情報傍受のためのプログラム（以下「傍受プログラム」）が主に用いられている。ただし、幅広く通信等の傍受が活用されている反面、捜査当局から報道機関への傍受結果の流出等が問題となっており、ベルルスコーニ（Silvio Berlusconi）中道右派政権が傍受に関する改正案を提出した 2008 年以降、通信等の秘密の保護強化を中心とした法改正が模索されてきた。103 号法自体は、2014 年 12 月にレンツィ（Matteo Renzi）中道左派政権が提出した法律案が基になっている。

2 103 号法による改正の内容

(1) 全般的な原則・指針

通信等の傍受の見直しを行うに当たっての全般的な原則・指針としては、まず、通信等の秘密の保護強化が目指されている。関連して、新たに、専ら他者の社会的評価を損なう目的で、不正な手段により傍受された会話の内容を流布することを犯罪と定め、4 年以下の懲役により処罰することとしている。

また、捜査対象者の携帯用電子機器（スマートフォン、PC 等）に傍受プログラムを感染させて通信等の傍受を行うことを認め、その場合の原則等を定めている点が、他国に類例も少なく注目される。

このほか、関連する権利の保護に関わる欧州人権裁判所の諸判決で示された原則等に配慮することや、公務員の行政に対する重大犯罪の捜査においては傍受を行う際の条件を簡素化することが挙げられている。

(2) マルウェアを用いた傍受に関する原則・指針

傍受プログラムによる傍受に係る原則・指針の主なものは、次のとおりである。おおむね通信等の秘密に配慮し、傍受を必要最小限度にとどめようとするものとなっている。

① 常時傍受の禁止

裁判官による令状の定める制約を遵守して、傍受を常時行うのではなく、遠隔操作による所定のコマンドによりマイクを起動しなければならない。

② 傍受が認められる状況に係る制限

組織犯罪及びテロ犯罪に関する場合、傍受対象となる電子機器を起動させることが常に認められる。それ以外の犯罪の場合で、かつ、人の住居等においては、一定の犯罪（故意に行えば5年を超える懲役により処罰される犯罪等）が行われているときにのみ、当該電子機器の起動が認められる。

③ 傍受後の取扱い

傍受による録音の転送先は、検察のサーバに限定する。また、録音の終了時には、傍受プログラムを停止させ、完全に使用できないようにする。

④ 技術的な妥当性の確保

傍受には、103号法の委任による立法命令の施行日から30日以内に制定される省令により定められる技術的要件に合致した傍受プログラムのみを使用する。当該省令は、使用される傍受プログラムによって技術的な信頼性、安全性及び効果の面において適切な水準で傍受が行われることを保障する目的で、技術革新を常に考慮するものとする。

⑤ 事後的承認による傍受に係る例外

本来は事前に承認を得るべきところ、検察官は、組織犯罪及びテロ犯罪に関する緊急の場合に、48時間以内に裁判官の事後的な承認を得るという条件で、傍受プログラムによる傍受を認められる。ただし、検察官は、裁判官に対する事前の請求ができない特別な事由と、当該傍受が捜査の遂行のために必要である理由を説明しなければならない（注6）。

注（インターネット情報は2017年7月13日現在である。）

(1) Legge 23 giugno 2017, n. 103, Modifiche al codice penale, al codice di procedura penale e all'ordinamento penitenziario. <<http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:2017;103>> なお、この法律は、通信等の傍受以外にも、刑事制度及び刑務所制度の改革について規定するものである。

(2) 主な現行関連規定は、1988年制定の刑事訴訟法典第266条～第271条である。その概要については、芦田淳「イタリア 通信傍受（盗聴）法制の見直し」『ジュリスト』No.1399, 2010.4.15, p.53を参照。

(3) 立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令を指す。

(4) 通信傍受のための令状発布等の件数（2012年）は、日本が64件、英国と米国が約3,400件、ドイツが約24,000件、イタリアが約127,000件となっている（警察庁『平成26年警察白書』p.36. <https://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/honbun/pdf/04_tokushu.pdf>）。なお、イタリアと他国、特に日本との件数の差は、傍受等による客観証拠を重視するイタリアの捜査手法の在り方も一因と考えられる。

(5) 他国でも、マルウェアを用いた通信の傍受を可能とする法整備が進められており、ドイツの事例が我が国でも報道されている。「通信アプリ監視 独で容認」『東京新聞』2017.6.24, p.12.

(6) 「捜査の遂行のために必要である」という要件は、従来の「傍受の遅延が捜査に重大な支障を及ぼすと認めるに足る理由がある緊急の場合」（刑事訴訟法典第267条）という事後的な承認による傍受の要件に比べて、緩やかな要件であると考えられる。